

付 議 第 5 号

県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則議案

県費負担教職員の人事評価に関する規則（平成 17 年高知県教育委員会規則第 3 号）の一部を、別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 3 号の規定に基づき議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成28年3月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号

**県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正す
る規則**

県費負担教職員の人事評価に関する規則（平成17年高知県教育
委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第46条」を「第44条」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

新 旧 対 照 表

新

旧

県費負担教職員の人事評価に関する規則(抜粋)

県費負担教職員の人事評価に関する規則(抜粋)

本則

本則

(趣旨)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第44条の規定により、市町村(市町村の組合を含む。以下同じ。)教育委員会が行う県費負担教職員(以下「職員」という。)の人事評価の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第46条の規定により、市町村(市町村の組合を含む。以下同じ。)教育委員会が行う県費負担教職員(以下「職員」という。)の人事評価の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の目的及び内容

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行による地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、同法の引用規定を整理しようとするもの。

2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日